

平成28年度から個人住民税 の特別徴収を徹底します。

■特別徴収とは

給与支払者が、従業員(パート、アルバイトを含む)に支払う毎月の給与から個人住民税を天引きし、従業員の居住する市町村に納入していただく制度です。

給与支払者は、法人・個人を問わず、全ての従業員から個人住民税の特別徴収を行うことが、法律により義務付けられています。

■平成28年度から開始

県および県内全市町村は、平成28年度から、法令順守や納税者の利便性向上、滞納発生の抑制のため、個人住民税の特別徴収による納入を徹底しますので、給与支払者の皆さんは従業員への周知や特別徴収への対応のご準備をお願いします。

■特別徴収の例外

従業員が下記に該当する場合や従業員数が2人以下の事業所などは、普通徴収切替理由書を給与支払報告書と併せて市町村に提出することで、特別徴収によらないことが認められる場合があります。

- ・毎月の給与が少なく特別徴収しきれない者
- ・給与が毎月支払われていない者
- ・他から支給されている給与から特別徴収されている者
- ・専従者給与を支給されている者 など

・具体的な手続きについて / 鎌ヶ谷市課税課市民税係 TEL 047(445)1141
(内) 352・353・354

・制度について / 県税務課 TEL 043(223)3098
県市町村課 TEL 043(223)2133

・HP <http://www.pref.chiba.lg.jp/sc/141003>